

大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野町空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関する計画書及び組織体制図
- (9) 納税証明書（納期が到来している直近の国税及び地方税に滞納がないこと。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 空家等の管理又は活用等を図ることを活動目的としていること。
- (2) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項

に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

- (3) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 過去に、空家等の管理又は活用等を目的とした活動実績があること又は類似した活動実績があること。
- (8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (9) 大野町内に事務所又は支所を有し、当該事務所又は支所の活動範囲が大野町内であること。
- (10) 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (11) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (12) 支援業務について、関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等とすでに連携して活動を行っていること又は今後十分な連携を図ることができると認められること。
- (13) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有す

ること。

(14) 納期が到来している直近の国税及び地方税に滞納がないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

3 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、大野町空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、支援法人の指定をしたときは、法第23条第2項の規定に基づき、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（指定期間の更新）

第4条 有効期間満了により支援法人の更新申請を行う場合は、既に指定を受けた期間が満了する日の1か月前までに、大野町空家等管理活用支援法人指定期間更新申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第7号に定める書類に関しては、町内における内容を記載するものとする。

3 第1項の申請による指定期間の更新は、既に指定を受けた期間が満了する日の翌日から起算して5年間とする。

4 町長は、前3項の規定により指定期間を更新した場合は、前条第3項に規定する大野町空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該更新申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、大野町空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大野町空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに大野町空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第6号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第

1 項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該指定法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 町長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 町長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第2号、第4号若しくは第5号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取り消しを行う場合は、大野町空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第3条の規定による改正後の大野町空

家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

大野町長 様

申請者 法人の住所
法人の名称又は商号
代表者氏名
事務所又は営業所の所在地
電話番号
メールアドレス

大野町空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により下記書類を添えて申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書及び組織体制図
- (9) 納税証明書（納期が到来している直近の国税及び地方税に滞納がないこと。）
- (10) その他業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号 様

大野町長

大野町空家等管理活用支援法人指定書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定により下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人として指定します。

記

| | |
|------------------------|--|
| 1 法人の名称及び商号 | |
| 2 法人の住所 | |
| 3 事務所又は 営業所の所在地 | |
| 4 業務内容 | |
| 5 指定の期間 | |
| 6 指定にあたっての要件 その他の事項 | |

大野町長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

大野町空家等管理活用支援法人指定期間更新申請書

年 月 日に指定のあった大野町空家等管理活用支援法人について、引き続き指定を受けたいので、大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第2条第2項の規定により下記の書類を添えて、指定期間の更新を申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書及び組織体制図
- (9) 納税証明書（納期が到来している直近の国税及び地方税に滞納がないこと。）
- (10) その他業務に関し参考となる書類

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

大野町長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

大野町空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

空家等の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

| | | |
|------------------|--|--|
| 変更予定年月日 | 年 月 日 | |
| 変更する事項 (✓を記入) | <input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地 | |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

大野町長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

大野町空家等管理活用支援法人業務変更届出書

大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

| 変更予定年月日 | 年 月 日 | |
|---------|-------|--|
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

大野町長 様

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

大野町空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

| | |
|-------|-------|
| 廃止年月日 | 年 月 日 |
| 廃止の理由 | |

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号
代表者氏名 様

大野町長

大野町空家等管理活用支援法人指定取消書

大野町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 9 条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取消します。

| | |
|---------|-------|
| 指定取消年月日 | 年 月 日 |
| 指定取消の理由 | |